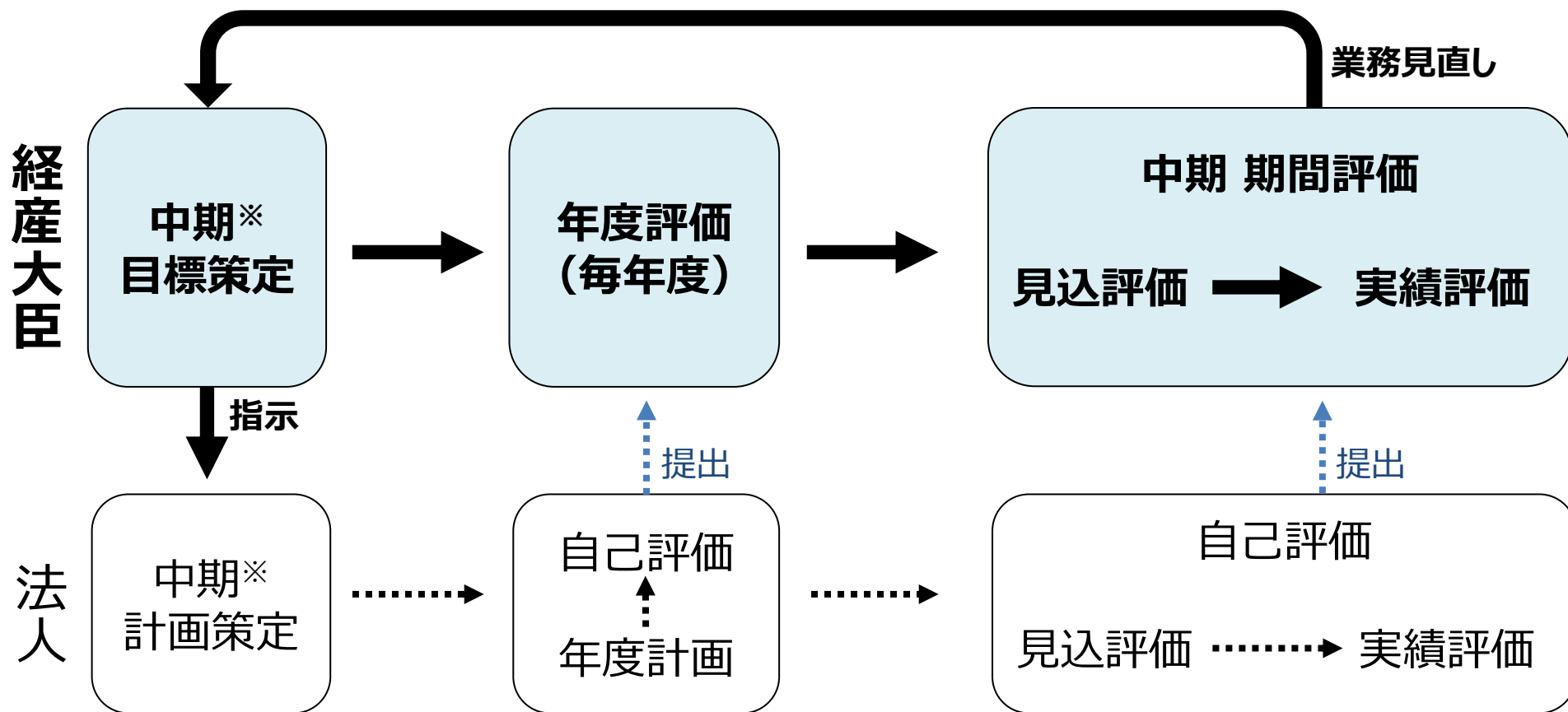


経済産業省独立行政法人の 目標策定及び評価基本方針について

2024年 5月 大臣官房 業務改革課

全体像

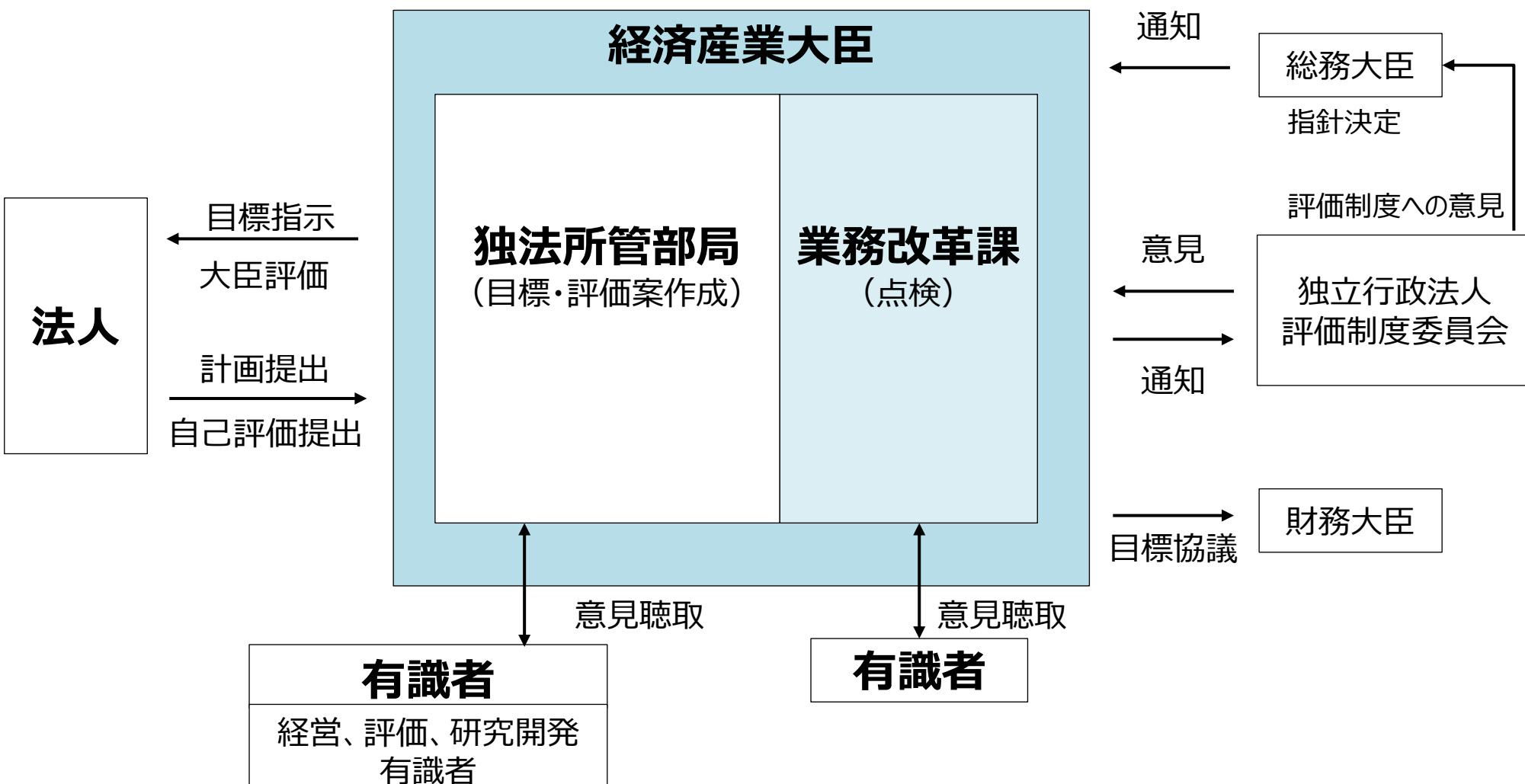
- 経済産業大臣が法人に**目標**を指示。達成状況を**毎年度評価**。
- **目標期間**の最終年度に**期間評価**を実施。業務見直しと**次期目標の策定**を行う。



※ 国立研究開発法人は中長期
※ 行政執行法人は単年度目標・評価

1 体制

(1) 独立行政法人通則法（**通則法**）、(2) 独立行政法人に関する指針（**目標策定・評価指針**、総務大臣決定）、(3) 経済産業省**基本方針**に基づき、以下の体制で評価等を実施



2 有識者

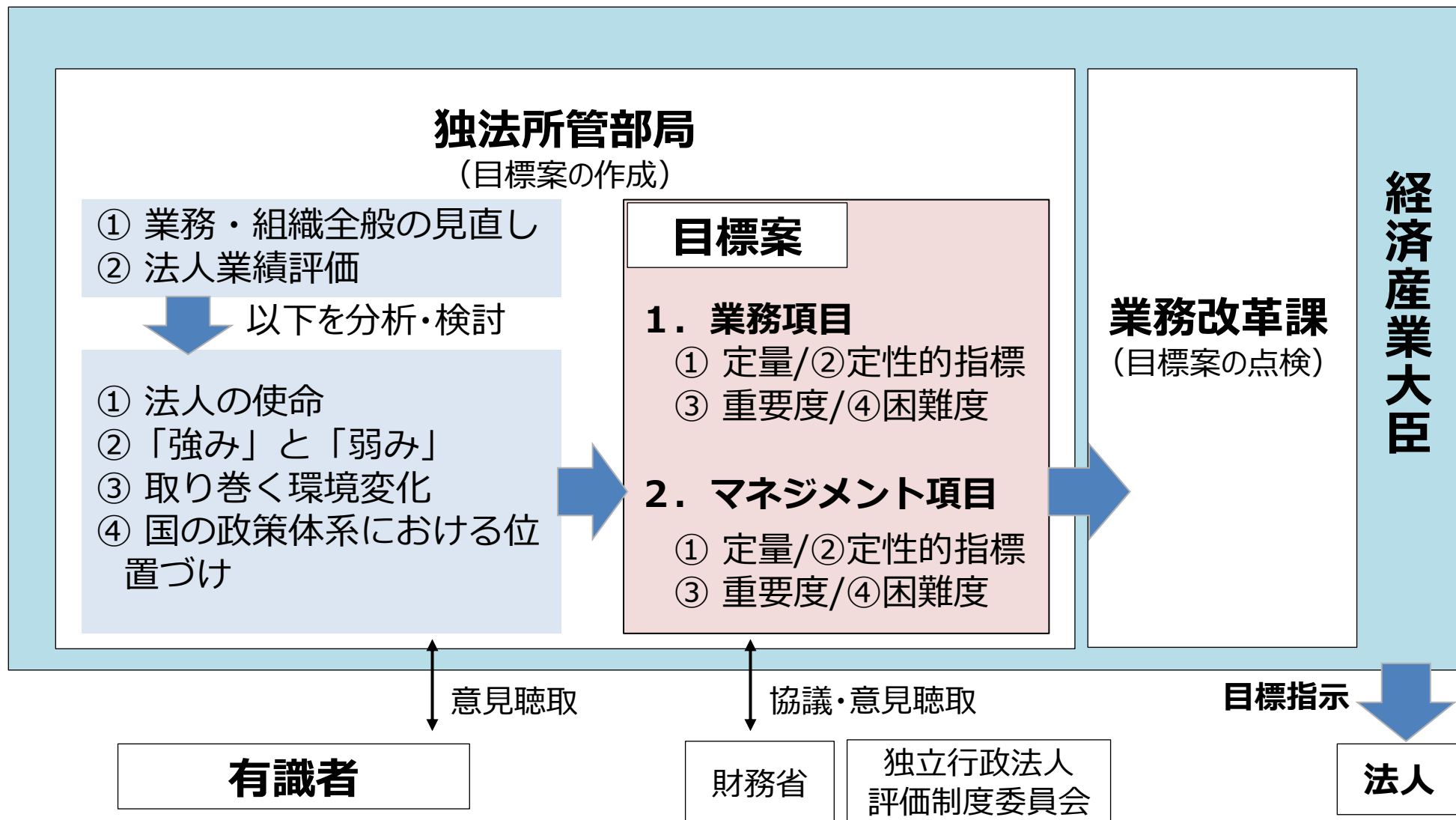
- 中期目標管理法人／行政執行法人：評価に関する有識者及び経営に関する有識者を選任
- 国立研究開発法人：研究開発に関する有識者及び経営に関する有識者を選任

※相互に兼任可

	評価に関する有識者	経営に関する有識者	研究開発に関する有識者
概要	特定分野において専門的な知見を有する者	経営的マインドを持った者	研究開発に関する高い識見を有する者
意見範囲	・ 目標策定・変更 ・ 年度評価 ・ 期間評価（見込、実績）		
	・ （評価比率の決定）	・ 評価比率の決定	
	—	・ 業務執行	—
人数等	・ 業務項目ごと最低 1 名 ・ 財務・マネジメントの有識者 1 名以上 ・ 複数項目の兼任可	・ 法人ごとに 3 名程度	・ 研究開発に関する審議会の規程・運用に従う

3 目標の策定（全体像）

（１）**通則法**、（２）独立行政法人の目標の策定に関する指針（**策定指針**、総務大臣決定）、（３）経済産業省**基本方針**に基づき、**目標を策定（変更）**



3 目標の策定 - 指標の設定 ①定量的指標、②定性的指標

①定量的指標

- **アウトプット**（注1）指標とともに、原則として**各業務項目に一つ以上アウトカム**（注2）指標を設定
- 評価すべき質的に**特筆すべきインパクトの創出や水準の達成を予め「目標を上回る水準として特に考慮する事項」**として設定可能

（注1）アウトプット：法人の直接的な活動の結果

（注2）アウトカム：法人の活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果

②定性的指標

- 定量的指標と同様、**アウトプット、アウトカム指標**を設定可
- **達成されるべき状況や水準等を具体的に記載**
- 所期の**目標を上回る状況や水準を達成したと評価すべき事項**について、**予め記載可能**

3 目標の策定 - 指標の設定 ③重要度、④困難度

③重要度

- 他の指標と比較して**政策上の重要性が高い指標**に設定
- 定量的指標及び定性的指標に設定可能
- 業務項目毎に**定量的指標の中で一つは「重要度高」の指標を設定**
- すべての指標を「重要度高」とはしない

④困難度

- **相当の努力が必要**であることが合理的かつ客観的に明らかな**野心的な指標**に設定
- 定量的指標及び定性的指標に設定可能
- 困難度高の指標を設定しないことも可能

3 目標の策定 - マネジメント項目

マネジメント項目

- **業務運営の効率化及び財務内容の改善：**
原則、定量的指標を設定。基準となる実績値等も記載
- **その他業務運営に関する重要事項：**
内部統制、人材の確保・育成、トップマネジメントの取組を記載
- **項目単位で「困難度高」の設定が可能**
- **困難度高の項目を設定する場合、マネジメント項目の評価比率を50%まで引き上げ可**

4 評価（法人ごとに実施すべき評価）

法人の種類に応じて以下の評価を実施

① 中期目標管理法人

- i 年度評価
- ii 中期目標期間評価（見込評価及び実績評価）

② 国立研究開発法人（産総研、NEDO）

- i 年度評価
- ii 中長期目標期間評価（見込評価及び実績評価）

③ 行政執行法人（NITE）

- i 年度評価
- ii 効率化評価

4 評価（スケジュール）

3月中 **評価比率**の設定

6月 法人から**自己評価書**提出

7月上旬 **所管課室 有識者**へのヒアリング

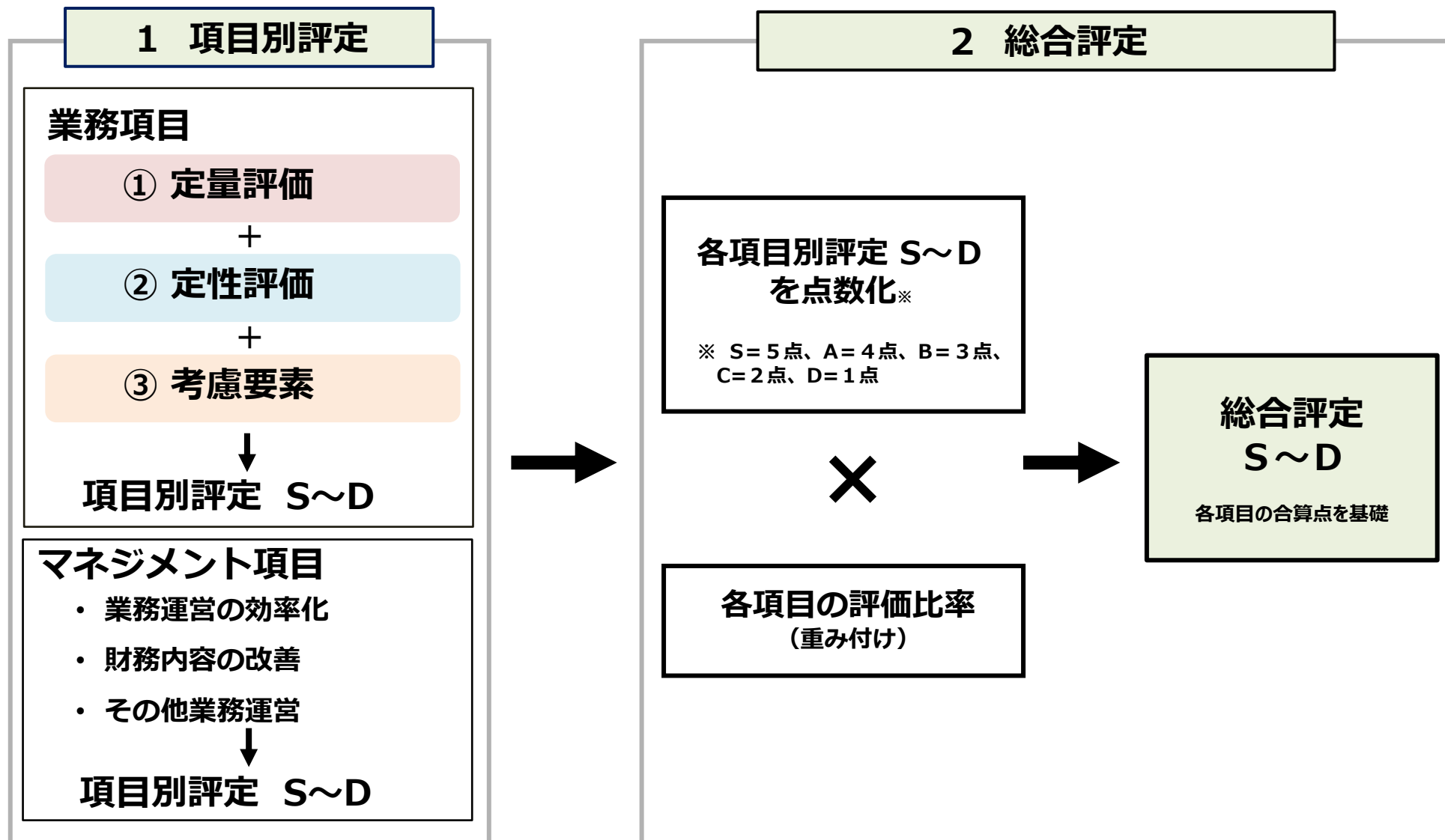
中旬 **業革課 有識者**へのヒアリング

下旬～ 有識者のコメントを踏まえ、省内において**大臣評価を確定**

8月 評価結果の独法評価委員会への提出、法人への通知及びWEBサイト掲載

4. 評価（全体像）

年度評価は、各項目（業務、マネジメント）について、**1 項目別評価**を行い、**評価比率**を掛け合わせ、政策上の要請等を加味して、**2 総合評価**を行う



4 評価（評価比率）

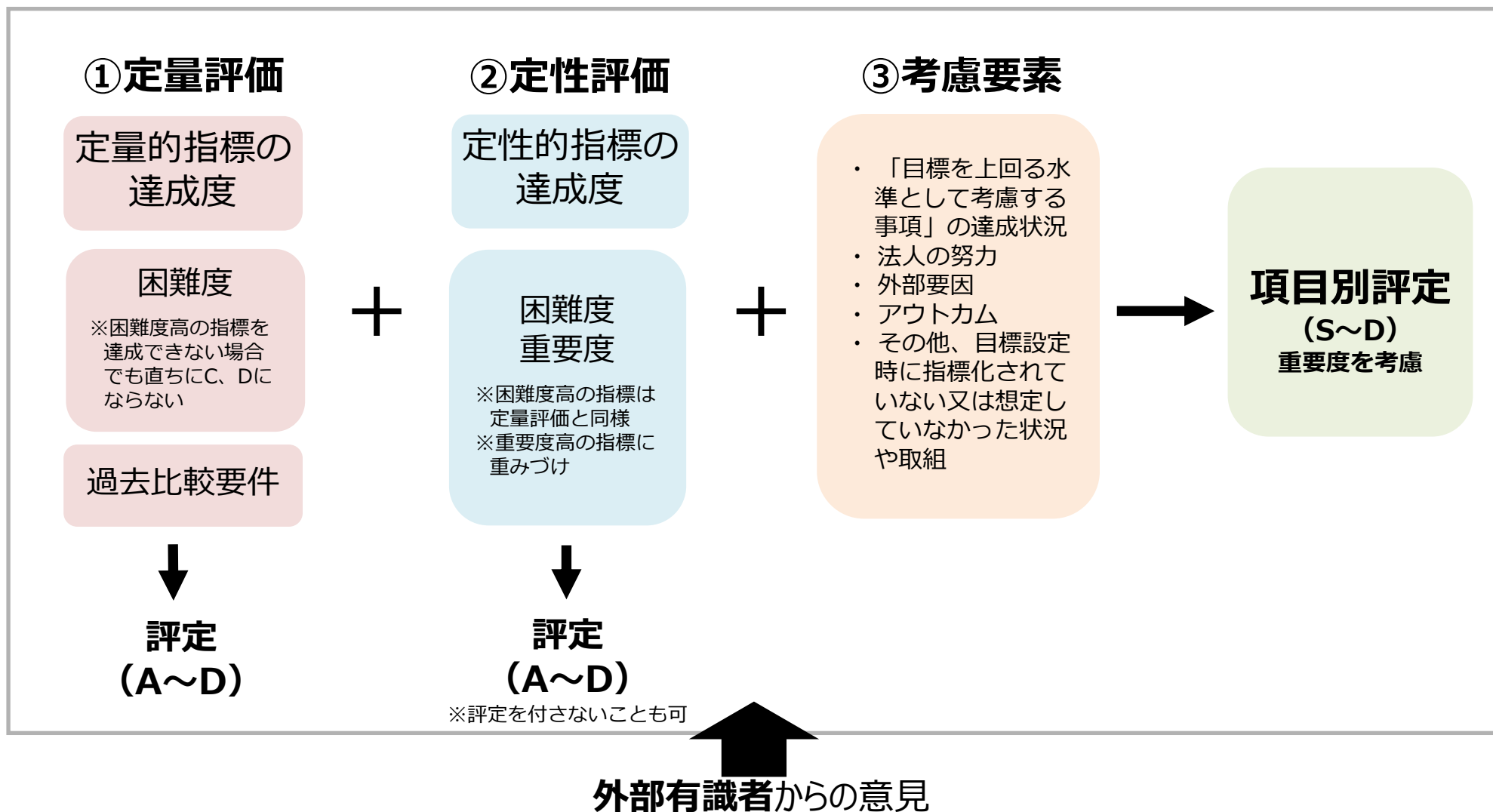
総合評価において各項目の**重み付け**となる**評価比率**を**対象年度の前年度末**までに設定

- **評価比率**は、政策上の要請等、**全体評価に影響を与える事象等を加味**しつつ、各項目の予算額や人件費といった**客観的な数字で示される事業規模**も踏まえて検討
- **経営に関する有識者**、必要に応じて**評価に関する有識者（※）からの意見等**に基づいて評価比率を設定し、業務改革課の了解を得る
- 評価比率の配分は、**業務項目全体で75%、マネジメント項目全体で25%**が基本。
ただし、**マネジメント項目**において「**困難度高**」の目標を設定する場合には、**50%が上限**
- 年度途中に評価比率を見直す場合、改めて経営に関する有識者からの意見等を踏まえて見直し案を策定し、業務改革課の了解を得る

※ 研究開発法人では、研究開発に関する有識者、経営に関する有識者及び必要に応じて評価に関する有識者

4 評価（項目別評定の全体像）

各指標の達成度について、困難度、重要度、過去実績も加味して評価（定量評価、定性評価）。
考慮要素、外部有識者の意見等を踏まえ、項目別評定を行う



4 評価（①定量評価）

各項目全ての定量的指標の対中期計画値を確認し、以下の区分に応じて評価

- A) 全ての定量的指標の対中期計画値が120%以上（「困難度高」の指標は100%以上）
- B) 定量的指標の対中期計画値が全て100%以上
- C) 定量的指標の中に対中期計画値が80%以上100%未満のものがある場合
- D) 定量的指標の中に対中期計画値が80%未満のものがある場合

- ※ 1 項目別評価は、定量評価だけで自動的に決まるものではなく、定性評価や考慮要素、重要度等も踏まえて実施
- ※ 2 「困難度高」の指標達成を高く評価（通常の120%でなく、100%達成で高評価）。さらに、100%を下回った場合でも、自動的にC、D評価とすることなく（減点主義からの脱却）、達成状況を分析・評価した上で、所期の目標水準を達成した場合と同等（B）の評価にできる。
- ※ 3 目標期間3年目以降、原則、当該項目の全ての定量的指標が直近の過去二年間の実績値の平均を下回らない場合、定量評価をA以上にできる。
（ただし、「困難度高」の指標等達成が難しい指標や外部要因等により年ごとの振幅が大きくなりやすい指標等においては、本基準を満たさない場合でも、背景や事情、達成水準等を考慮して評価）
- ※ 4 目標期間中、定量的指標の達成度が継続して120%以上（困難度高の場合、100%以上）となる場合、目標値又は指標の見直しを検討

4 評価（②定性評価）

全ての指標の達成状況を確認し、重要度も勘案した上で、以下の区分に応じて評価

- A) 当該法人の業績向上努力により、全体として所期の目標を上回る成果
- B) 全体として所期の目標の水準を達成
- C) 全体として所期の目標の水準を下回っている
- D) 全体として所期の目標の水準を大幅に下回っており、抜本的な業務の見直しが必要

- ※ 1 評価を付することが困難又は適当でない場合、評価を付さないことも可能。評価を付さない場合も当該指標の成果や達成状況は、項目別評価で勘案
- ※ 2 「困難度高」の指標が目標の水準を下回った場合であっても、達成状況を分析・評価した上で、所期の目標水準を達成している場合と同等（B）の評価まで引き上げられる。

4 評価（③考慮事項）

項目別評定を付す際には、以下の事項を考慮する

項目別評定における考慮事項

- i. 「目標を上回る水準として考慮する事項」を設定している場合の達成状況
- ii. **法人の努力**：定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度
- iii. **外部要因**：目標の達成状況・成果に相当程度の影響を与える外的要因
- iv. **アウトカム**：アウトプット指標の達成が目標とするアウトカムに貢献した度合い
- v. **その他**：目標設定時に指標化されていない、又は想定していなかった状況や取組

4 評価（項目別評定）

- 定量評価及び定性評価を踏まえ、考慮事項を勘案の上、項目別評定を付す
- 「B」を標準（所期の目標を達成）とする
- 特に「重要度高」の指標の達成状況・成果については重点を置いて総合的に評価

項目別評定の評定区分

- S**：法人の業績向上努力により、**所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果**（※1）
- A**：当該法人の業績向上努力により、**所期の目標を上回る成果**（※2）
- B**：所期の**目標を達成**
- C**：所期の**目標を下回っており、改善を要する**
- D**：所期の**目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める**

※1 国立研究開発法人では、「研究開発成果の最大化」に向けて**特に**顕著な成果の創出や将来的な**特別な**成果の創出の期待等が認められる場合

※2 国立研究開発法人では、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる場合

4 評価（マネジメント項目に関する留意点）

マネジメント項目の評定に関する留意点

業務実績を**定量的に測定し難い場合**、評価指針に基づき、以下の区分で評定可能

- A) **困難度を高く設定した目標**について、目標の水準を満たしている
- B) 目標の水準を満たしている
- C) 目標の水準を満たしていない
- D) 目標の水準を満たしておらず、抜本的な業務見直しが必要

上記に基づき「A」となるものについて、**質的に顕著な成果**が得られていると認められている場合に限り、「S」とすることを考慮

4 評価（総合評定）

各項目別評定を点数化し、評価比率を掛け合わせ、政策上の要請等を加味して、総合評定を行う

各項目別評定を $S = 5$ 、 $A = 4$ 、 $B = 3$ 、 $C = 2$ 、 $D = 1$ として点数化。これに各項目の評価比率を掛け合わせて合算し、以下のとおり総合評定の基礎を算出（ X = 合算した評点）

$$S : 4.5 < X \leq 5.0$$

$$A : 3.5 < X \leq 4.5$$

$$B : 2.5 < X \leq 3.5$$

$$C : 1.5 < X \leq 2.5$$

$$D : 1.0 \leq X \leq 1.5$$

留意事項

- 総合評定は、上記を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価
- 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うなど、総務省の評価指針を踏まえて評定を行う

4 評価（外部有識者からの意見聴取）

意見聴取の手順・内容

- 法人所管部局が自己評価書等（必要に応じて評価の方向性や論点等）を説明
- **以下の点を含む** ①**項目別評定**の妥当性、②**総合評定**の妥当性、③**目標水準**の変更の必要性等について意見を求める
 - i. **定性的指標**の達成状況
 - ii. **困難度高**とした目標の達成状況（特に定量評価を引き上げようとする場合）
 - iii. 「**目標を上回る水準として考慮する事項**」の達成状況
 - iv. **重要性**も加味した**各業務項目の評価**（特に重要度高の指標を考慮して評定を引き上げ又は引下げを行う場合）
 - v. **マネジメント項目**の評価（特に困難度高とした項目や目標を上回る水準と評価する場合）
 - vi. **その他各考慮要素**の評価（特に考慮すべき事項が顕在化している場合）

4 評価（その他ヒアリング）

法人の長へのヒアリング

- 業務項目及びマネジメント項目全てが対象
- 特に業務項目の達成状況を詳細に確認

監事からの意見聴取

- 業務項目及びマネジメント項目全てが対象
- 特にマネジメント項目の状況を詳細に確認
- 法人所管部局の長等との意見交換の機会を設定

ユーザー等へのヒアリング

- 必要に応じて、ユーザーや潜在的な競合他社等に対しヒアリングを実施
- ユーザーを有する法人の行う満足度評価では、法人等の行う評価が適正か確認

4 評価（期間評価（見込・実績））

- 期間評価（見込、実績）は、基本的に**年度評価の手順・手法**を準用
- **総合評価**の算出方法は以下のとおり

期間評価（見込）

- **総合評価**は、① **過去の年度**及び② **目標期間の最後の事業年度**における**見込みの項目別評価結果**から、**目標期間の各項目別評価**を算出。
- 政策上の要請等、全体評価に影響を与える事象等も加味し、年度と同じ方法で評価

期間評価（実績）

- **総合評価**は、① **過去の年度**における**項目別評価結果**から、**目標期間の各項目別評価**を算出。
- 政策上の要請等、全体評価に影響を与える事象等も加味し、年度と同様の方法で評価
- 見込評価と実績評価が大幅に異なる場合、要因分析を実施

4 評価（行政執行法人の効率化評価）

1. **行政執行法人**は、通則法に基づき、6月末までに**自己評価書**を法人所管部局に提出。
2. **法人所管部局**において、有識者の意見、法人の長からのヒアリング及び監事からの意見聴取の結果等を踏まえて**大臣評価案**を作成。
3. **業務運営に関する事項の各項目別評定**について、 $S = 5$ 、 $A = 4$ 、 $B = 3$ 、 $C = 2$ 、 $D = 1$ として点数化。政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

合算された評点をXとして、

$$S : 4.5 < X \leq 5.0$$

$$A : 3.5 < X \leq 4.5$$

$$B : 2.5 < X \leq 3.5$$

$$C : 1.5 < X \leq 2.5$$

$$D : 1.0 \leq X \leq 1.5$$

4. **業務改革課**は、大臣評価案の内容を点検。必要に応じて、業務改革課が選任する経営に関する有識者に意見を求める。点検後、省内決裁を経て**経済産業大臣としての評価を決定**。



経済産業省